

記 録

令和 5 年 1 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 1 2 月 2 7 日 (水)

記 録

令和5年12月農業委員会定例総会議事録

令和5年12月農業委員会定例総会を令和5年12月27日（水）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
11番	山本恵子	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（14名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	19番	佐藤力
20番	田代百合子	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 甲斐 英教 委員

8番 鈴野 浅夫 委員

日程第2

議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第71号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第72号 非農地証明願いについて

議案第73号 農地のあっせん申出について

議案第74号 農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく市長への意見書について

報告第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第52号 非農地証明願いについて（市街化区域）

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第54号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

3 番

8 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 1 2 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。次に私語を慎んでください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますの
のでよろしくお願ひします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 1 8 番菊田泰徳委員、2 1 番河野美紀委員から欠席の届出がありましたので報告します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 3 番甲斐英教委員、8 番鈴野浅夫委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に日程第 2、議案審議に入ります。

議長 まず議案第 6 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 4 7、土地の所在地は日知屋、田が 3 筆で 1, 4 7 0 m²です。権利の種類は贈与による所有権移転で、所有権移転後は、譲受人が管理をされると伺っています。

受付番号 4 8、5 2 は関連がありますので、合わせて説明します。土地の所在地は東郷町山陰、田が 5 筆で 3, 4 9 4 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止及び耕作不便で、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培されると伺っています。

受付番号 5 0、土地の所在地は平岩、田が 1 筆で 2, 0 0 0 m²です。権利の種類は贈与による所有権移転で、所有権移転後は、譲受人が管理をされると伺っています。

受付番号 5 1、土地の所在地は東郷町山陰、田が 2 筆で 2, 4 5 7 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止で、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、水稻を作付されると伺っています。

受付番号 5 3 については、まず資料の訂正をお願いします。譲受人と譲渡人が逆になっています。申し訳ありません。それでは、説明させていただきます。土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 1, 5 2 3 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は労力不足で、売買による所有権移転です。所有権移転後は、露地野菜を作付されると伺っています。

受付番号 5 4、土地の所在地は美々津町、田が 1 2 筆で 9, 3 0 6 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は水稻を作付されると伺っています。

受付番号 5 5、5 6 は関連がありますので合わせて説明します。土地の所在地は平岩、畑が 2 筆で 7 8 4 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転です。所有権移転後は、露地野菜を作付されると伺っています。

全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 9 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 はいありがとうございました。
それでは一旦ここで休憩をいたします。

(休憩)

記 録

- 議長 それでは、再開します。
番号47担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16番委員 16番委員です。この件につきましては、地元の農業委員である12番委員と連絡を取りまして、内容の説明を受けております。別に何ら問題がないということを確認しております。以上です。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号48及び52担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。まだ以前に許可した農地の改良がされていませんので、今回は保留という形でお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号50担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。この件は元々譲受人に相続という話が出ていたが、長男が手違いで自分の土地にしていたものを、双方の同意の下、本来の形に戻すという申請なので、全く問題はありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号51担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 15番委員 15番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号53担当の20番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 20番委員 20番委員です。この土地には、小さめの倉庫が建っていたと思うのですが。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 はい。ご指摘のとおり、こちらの53番は先々月、譲渡人が4条の転用申請を、農業用倉庫で出しています。本来であれば、分筆をして別々で申請していただきたかったのですが、分筆の予定がないということで、倉庫の部分が違反転用の状態だったため、是正した状態で、3条で全て譲受人へ売買されるということで申請されています。以上です。
- 20番委員 分かりました。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号55、56担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、48番、52番を除いた案件につきまして、他に質問等はございませんか。

記 録

- 議長 無いようですので、お諮りします。47、50、51、53、54、55、56の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
つづきまして、番号48、52につきましては、保留ということで進めたいと思いますが、他にご意見等ございませんか。
無ければ、この案件につきましては保留ということで一旦戻したいと思いますがよろしいでしょうか。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。それでは、保留とさせていただきます。
次に議案第69号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号12、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で544㎡です。転用目的は堆肥舎ですが、追認とありますように既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、畜舎を建築した際に、農地であることを認知しておらず、一緒に建築してしまったとのことです。顛末書も提出されています。排水は適正に処理しているため周辺農地への影響はなく、追認申請のため新たな費用は発生しません。以上のことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号14担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 15番委員 15番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第70号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号19、土地の所在地は平岩、田が6筆で617㎡です。転用目的は車両通路設置及び工事車両用駐車場ですが、先日現地調査を行ってお話を伺ったところ、工事終了後はサーフィン等の駐車場に活用するとのことでしたので、転用目的を車両通路設置及び駐車場と修正をお願いします。
市街化区域にあたる申請地の北側を申請人が造成予定で、造成にあたり車両通路が必要となり譲渡人に相談したところ、売買が成立したため申請されました。生活雑排水等は発生せず、資金証明も提出されています。以上のことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替

地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号19担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。

30番委員 30番委員です。先日現地調査をしましたが、現地においでになった行政書士の方に話をしたのですが、農地を軽く転用してもらっては困ると、先々地域の方に対して何か利益になるようなことに資するのであれば良いのですが、この会社自体が、何らかの形で将来事業を進めるだけであれば、農地転用は他のところを探していただくというようなことも含めてですね、できれば一筆入れて欲しいというようなことは言っております。それがどうなるかは分かりませんが。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。

2番委員 2番委員です。今度の案件で許可が出た場合に、その後、駐車場以外に利用された時に、何らかの行政的な指導法等はあるのでしょうか。例えば、最初は一時転用で出してきたものが、駐車場ということで追加資料として出し直すということなので。許可出した後に、駐車場として利用されていない場合。
一時転用として、工事車両用だったのが永久的に駐車場ということですが、それが駐車場でなくなった場合に。30番委員の話と同じですが。

議長 一旦休憩します。

(休憩)

議長 それでは再開します。
この件に関しまして、他にご意見等ございましたらお願いします。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。

事務局 議案第71号番号22は委員案件となっております。松木委員はご退席をお願いします。

議長 再開します。
議案第71号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、番号22について事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号22、土地の所在地は塩見、田が11筆で1,916.28㎡、畑が1筆で3,384㎡、合計5,300.28㎡です。全て、贈与による所有権移転です。譲受人は、主に畜産業を営む認定農業者です。許可後は露地野菜等を作付されるとのことです。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。

記 録

- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号22担当の19委員から補足があれば説明をお願いします。
- 19番委員 19番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- 事務局 松木委員はご入室下さい。
- 議長 再開します。
次に議案第71号番号23から26について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号23については、資料の訂正をお願いします。譲受人と譲渡人が逆になっています。申し訳ありません。それでは説明します。土地の所在地は東郷町山陰、田が5筆で5,813㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、4筆は新規設定、1筆は更新となっています。期間は令和6年2月1日から5年間です。
受付番号24、土地の所在地は財光寺、田が1筆で991㎡です。権利の種類は新規での貸借権の設定で、対価は反当たり玄米30kgです。期間は令和6年2月1日から5年間です。
受付番号25、土地の所在地は財光寺、田が1筆で991㎡です。権利の種類は新規での貸借権の設定で、対価は反当たり玄米30kgです。期間は令和6年1月1日から5年間です。
受付番号26、土地の所在地は東郷町山陰、田が3筆で3,451㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で、対価は600,000円です。譲受人は主に畜産業を営む認定農業者です。所有権の移転時期は令和5年12月28日です。
以上4件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号23担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 23番委員 23番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号24担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16番委員 16番委員です。譲受人、譲渡人双方に内容を確認しております。何の問題もありません。ただ、譲渡人がまだ未相続なので、相続の手続きを早くした方が良いですよという話はしております。

記 録

- 議長 ありがとうございます。
次に、番号25担当の26番委員および28番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 26番委員 26番委員です。特に問題ありません。
- 28番委員 28番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号26担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 15番委員 15番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第72号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号17、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で69㎡です。
先日担当委員と事務局で現地調査を行いました。申請地はとても耕作できるような場所でないことから、何十年も未耕作地であり、現況としては原野の状態でした。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号17担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16番委員 16番委員です。今事務局から説明がありましたように、農地というより道路の法面で、急傾斜地です。人が入れるような状態の場所ではありません。そういうことで、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第73号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号12、土地の所在地平岩、畑が2筆で1,503㎡です。
所有者の子である申出人より、貸したいということで申し出がありました。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

記 録

議長 ありがとうございます。
ここで、農地部会長に報告をお願いします。

農地部会長 はい。農地部会長です。本日、総会前に農地部会で協議しましたので、ご報告します。
農地部会で協議をした結果、現況のままでは畑としては使用できないので、畑として利用できる状態にして、再度申請していただいた方が良くということになりました。ですから、あっせん委員は決定しておりません。
以上、ご報告します。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、あっせん不可能という結論が出たようです。
農地部会長の提案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので農地部会長提案のとおりとします。
次に議案第74号農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく市長への意見書についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 先日の認定農業者連絡協議会会員さんと、農業委員会の委員で意見交換会をいたしました。その結果を踏まえて、意見書の文面を案として作成しております。
2枚目をお開きください。令和5年度農地等利用最適化の推進に関する意見書案についてです。全文は読み上げませんが、第一段落目としては、農業を取り巻く環境、世界情勢等を、また、世界各地で行われている紛争に基づく影響により資材価格等の高騰について現況を述べております。
二段落目は、国民生活に不可欠な食料的な部分、食料安保と報道等されておりますが、そのことについて記載しております。
三段落目には、令和5年3月に最適化推進に関する指針を改正しております。その取り組み内容を書いております。
四段落目、最後の段落には農地法に基づく意見書ですという形で提出する内容を書いています。
令和6年1月16日に会長及び農政部会長と、市長と面会して直接意見書を手渡すという形で予定をしています。
3ページをお開きください。今回、意見書として主に6項目挙げております。
一つ目としまして鳥獣被害防止対策の強化について、二番目、現況に応じた農業振興地域農用地区域の指定について、いわゆる農振農用地、色塗りのことですね。三番目、地域の実態に即した農地基盤の整備について、圃場整備であったり、機械化の導入に関しての整備について述べているところです。四番目、ただいま本市でも実施しておりますが、地籍調査事業のさらなる推進について述べております。五番目、新規就農から経営承継までの支援について、新規就農、新たに農業を承継される方への支援について述べています。最後、六番目ですけれども、地域計画、いわゆる目標地図の作成は農業委員会に求められております。その策定・推進にあたる体制の確保という形で意見を求めているところです。
二番目と四番目が、先月行われた意見交換会で寄せられたものです。全国農業会議所であったり、宮崎県農業会議もそれぞれ政府、県知事に意見書を提出

記 録

事務局	<p>しておりますが、この二つについては記載がないようです。1、3、5、6については、文章表現はそれぞれ若干異なるものの、伝えたい内容的にはおおむね一緒のものが全国的に行われているようです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、農政部会長に報告をお願いします。</p>
農政部会長	<p>農政部会長です。ただいま事務局から説明がありました件につきまして、農政部会で協議をいたしました。結果、この案に基づいた形で市長へ提出するという事に決まりましたので、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。意見書については部会長の提案とおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので農政部会長提案のとおりとします。</p> <p>以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告50号から第54号について、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。</p> <p>先ず、報告第50号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書では35ページからです。これについては、令和5年10月定例総会に議案第60号として「農地法第3条1項目的の買受適格証明願いについて」で承認いただいていたものです。公売として落札されており12月1日付け許可しております。</p> <p>件数は、1件、土地は田1筆で面積は1,963㎡であります。</p> <p>次に、報告第51号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では37ページからです。</p> <p>届出の件数は4件、土地は田1筆、畑5筆で面積は1,936㎡であります。</p> <p>転用目的につきましては、個人住宅、ゲストハウス等であります。</p> <p>次に、報告第52号非農地証明願いについてであります。</p> <p>議案書では41ページからです。</p> <p>市街化区域における非農地証明願いの届出があり、専決しましたので報告します。</p> <p>届出の件数は、1件、土地は畑2筆で面積は273㎡であります。</p> <p>これについては、報告第51号受付番号104にありました案件に関連するものであります。</p> <p>次に、報告第53号農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。議案書では43ページからです。</p> <p>届出の件数は2件、土地は田4筆で面積は3,772㎡であります。</p> <p>最後に、報告第54号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。</p> <p>議案書46ページからです。</p>

記 録

- 事務局長 | 令和5年8月、10月の定例総会で可決した4条申請1件、5条申請1件が
県知事許可されております。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 | ありがとうございました。ただいまの報告についてご意見、ご質問はありま
せんか。
ないようですのでこれを持ちましてすべての会議の日程を終了しますととも
に、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。